支給すること　尚最低支給額手当
五円以上支給すること
八、請負賃金の制定を明確に業表すること
九、焼解場の現在請負賃金より五割値上
一〇、砂落場の現在請負賃金より五割値上
一一、焼房部の製品全部に対し現在の單価値上金より五割以上を要求す
一二、ボイラ細の価段引上げ
一三、ボイラ細の工賃は五割以上値上すること
一四、四大節と日休日とし各五歩役を支給す
一五、全社規定内
一三、工休日(四大節)の常備賃金支給を要求す
一四、通勤服一ヶ年一着を支給すること
一五、焼解場の雨具を要求す
一六、精糀品の価格を市価以上に安くすること
一七、今日の要求費用をボイラー利益金六分以上の収益金総金額費用に要求す
一八、今日の要求に対しては一名の犠牲者も出さざること
一九、焼房組型場及中子屋砂落焼解場ボイラ組工場の雨漏修繕のこと
二〇、自転車置場を設置せられたし
二一、鋳物工場常傭者本期に二ヶ月分の賃金を賞与以外に支給すること

機械部
一、請負工賃を現在より絶対値下せざること
二、請負工賃六歩迄の制限を撤廃すること
三、解雇手当制定の件
解雇の場合一ヶ月に付し七日分以上の手当を支給すること　但臨時工も適用のこと
四、退職手当制度の件
一ヶ月五日分以上支給のこと　但臨時工も適用
五、賞与金支給の件
一年以上勤務者に最低本期五円以上
但し一ヶ年を増す毎に十円
六、定休日の出勤には五歩役増
七、通勤服一年一着支給せられたし
八、一ヶ月皆勤者には一人役を支給
九、年一回以上の慰安会開催
十、年二回の昇給　一回五銭以上
十一、四月休日期間中は五歩役支給
十二、現在の常傭者を請負制度に、之を停止
の外は月十人役一歩増
十三、出勤時間午前七時三十分を遅刻とせず
十四、退社時間午后五時三十分
十五、見習生卒業と同時に最低日給一円五十銭
十六、残業歩役二割以上増額
十七、作業上の製品並器具破損の弁償金を撤廃
十八、月二回支払の給料を月二回とせよ
十九、衛生設備の完備
二〇、購買会を従業員の自治とせよ
二一、争議期間の日給並に購入費を会社より支払
二二、犠牲者を出さぬこと

一二、鍛冶細全部の請負賃金は考慮す
一三、ボイラ組も同様
一三、四大節を休日とし各五歩役を支給す
一四、今秋以降の通勤服を排す
一五、焼解場の雨漏は修繕す
一六、消耗品は従来の買入価格とす
一七、内訳金の内より支給
一八、犠牲者は出さず
一九、修理す
二〇、方法を講ず
二一、会社の業績と本人の成績とにより相当支給す
〇機械仕上部
一、値上を考慮す
二、解退職手当は改正を考慮す
三、鉄道と同様(一、二は別紙)
四、定休日出勤者二歩増
五、一ヶ月皆勤者に一人役支給
六、年二回の昇給成績抜群のものに考慮す
七、四月休日期間中五歩役は支給せず
八、常傭者は努めて請負制度とす
一〇、退社時間は従来通とす
一一、見習生卒業と同時に最低日給一円五十銭支給は考慮す
一二、残業歩増は従来通りとす
一三、作業上の製品器具破損は事情に依り弁償金を要せず
一四、給料は月四回とす
一五、衛生設備は完全にす
一五、購買会は組立部に同じ
一六、争議期間中の費用は鋳物工場に準ず
〇機械組立部
一、年中の常傭者を若干請負とす
二、定年期間以上の勤続者の向上の為今上退職の場合は解雇手当以上に支給は考慮す
三、賞与金は特別部と同様とす
四、各休日の四大節の常傭支給は鋳物部に倣ふ
五、昇給制度は現場主任と係長と協議の上昇給を決定す
六、出勤時間は従来通り
七、年一回の慰安会は従来通り酒肴料を呈す
八、現場主任者に現在以上の权利を縮小
九、購買部に於ては適宜協議せられ度
一〇、会社は工友会を認む